

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害の予防は、災害予防責任者がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。特に、災害時においては被災状況が刻々と変化し詳細な情報を伝達するいとまがないことから、災害情報を発信する側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすい。このような事態の発生を未然に防ぐ、若しくは低減する観点から、各機関との防災対策に関する検討等を通じ、平時から相互のコミュニケーションをとることで、災害対応における「顔の見える関係」を構築して信頼感を醸成し、訓練・研修等を通じて構築した信頼関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、災害に際しては、各機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、当該機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。同計画を作成した場合、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、防災訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

本章においては、災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について定めるものとする。

第1節 重要警戒区域及び整備計画

1 災害危険区域の把握

町では、この計画に基づき災害危険区域の調査によって区域の把握を行い災害を未然に防止することに努めるものとする。

2 調査の方法

根室振興局で定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

3 調査対象区域

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域。

(2) 高波・高潮・津波等危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(4) 地すべり・がけ崩れ等危険区域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険区域

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

(6) 孤立予想区域

災害により道路等が寸断され孤立が予想される区域

4 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 危険区域の現況
- (2) 予想される被害の規模
- (3) 法律等における指定状況との関連
- (4) 防災関係機関における整備計画

5 調査実施の時期

調査は、融雪出水期前、台風来襲期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

6 調査結果の取り扱い

- (1) 町は、調査完了後すみやかに根室振興局に報告するものとする。
- (2) 調査した災害危険区域については別海町地域防災計画資料編に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。
- (3) 防災関係機関は、その調査事項を参考として各種計画の策定に配慮するものとする。

第2節 消防計画

暴風、異常乾燥、津波及び地震による大規模な火災が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分その機能を発揮するための組織、運営及び活動等については本計画の定めるところによる。

1. 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係わる事務を円滑かつ迅速に行うために根室北部消防事務組合、別海消防署、別海消防団をもって消防機関を組織する。

(町防災計画資料編「組織機構図」に資料記載)

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための組織及び事務分掌は根室北部消防事務組合消防計画に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- ア 火災警報が発令されたとき
- イ 震度5弱以上の地震が発生するとき
- ウ 津波警報が発表されたとき
- エ 別海町災害対策本部が設置されたとき

2 消防力の整備計画

この計画は、根室北部消防事務組合の消防力を正しく把握し、消防力の整備指針（平成17年消防庁告示第9号）及び消防水利の基準（昭和40年消防庁告示第1号）等を準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたて実施するものとする。

(町防災計画資料編「消防施設の現状」に資料記載)

3 調査計画

調査計画は、災害が発生した場合、消防機関が適切に防御活動を行うことができるよう地理、水利、災害危険区域等について行う調査で、次の区分による。

(1) 警防調査

地形、地物、道路、橋、河川、建物、危険物施設、水利を要する地域及び施設等、その他の災害防除上注意を要する箇所について行う。

(2) 水利調査

消火活動に必要な消火栓、防火水槽、貯水池、プール、海等消防用水として使用可能なものについて調査し、状況の変化についても行う。

4 火災予防

災害を未然に防止するため、火災予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等、防火思想の普及に努める。

(1) 予防査察

査察については、特殊防火対象物及びひとり暮らし高齢者世帯を含めた一般家庭に対し、予防査察、指導を計画的に実施して火災予防の未然防止を推進する。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

火災予防活動及び防災の広場（産業祭開催時）等を実施し、映画会、講演会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料の配布等防火思想の普及拡大に努める。

イ 民間防火組織による普及

女性、少年、幼年消防クラブの結成促進を図り、さらには地域住民による自主防災組織等及び危険物安全協会等を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研修会、講習会、防火映画会の開催、通報、消火、避難訓練、応急手当などの指導等、防火組織の育成強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の位置構造及び設備等について定期的に立入検査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他の取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物の同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

5 火災警報及び伝達計画

(1) 火災警報

組合長は、消防法第22条第2項の規定により通報を受けた場合、又は気象状況が、火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

ア 発表基準

実効湿度60%以下となり最大風速12m/s以上で長時間（おおむね3時間）継続すると予想される場合

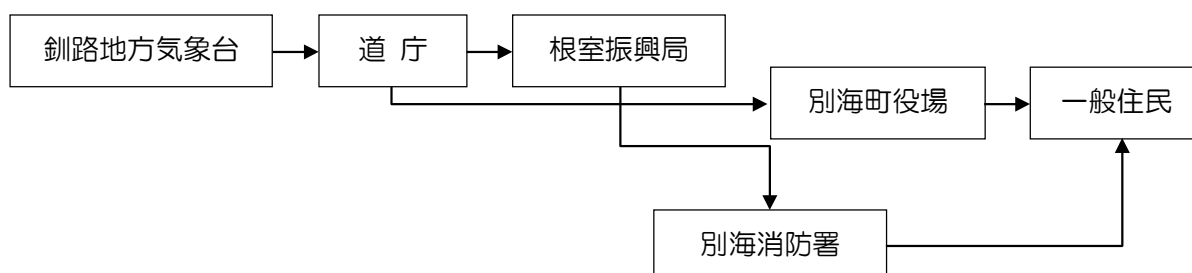
(2) 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報を行うものとする。火災気象通報の通報基準及び通報系統は次のとおりである。

ア 通報基準

通報要素	通報内容（予想値）	備考
実効湿度	60%以下	平均風速は12m/s以上あっても降水、降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。
最小湿度	30%以下	
平均風速	12m/s以上	

イ 通報系統



(3) 伝達及び周知方法

火災警報の信号は、従前の打鐘、サイレン及び掲示板・旗による方法は、住民の徹底は難しく、かえって混乱を招くおそれがあると認めるので、周知手段は次によることとする。

ア 広報車等による広報

イ 防災無線広報

ウ ラジオ・テレビ

エ その他有効な手段

(4) 火災警報の解除は、平常の気象に復したとき又は風速は低下しないが、降雨等により火災危険が少なくなったと判断されるとき解除する。

6 火災警防

火災防除のため、概ね次のとおり警防活動を行う。

(1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員、消防団員を招集して消防隊を編成し消防力の強化を図る。

(2) 警備及び出動体制

災害の種別、規模及び発生場所により警備体制を強化するとともに状況に応じ、次により出動態勢をとる。

ア 警戒出動

- (ア) ガス漏れ事故等のとき
- (イ) 危険物が漏洩したとき
- (ウ) 爆破予告等のあったとき
- (エ) 風水害のとき
- (オ) その他必要と認めたとき

イ 火災出動及び林野火災出動

火災の規模及び気象状況により、根室北部消防事務組合消防計画に基づき出動を行う。

ウ 地震災害出動

地震災害から住民の生命、身体、財産を守るため地震災害消防計画に基づき出動を行う。

エ 救急、救助出動

人命救助を必要とする事故が発生したときは根室北部消防事務組合消防計画に基づき行動を行う。

(3) 防衛活動

人員、機械及び施設を効果的に運用して災害の拡大防止に努める。

(4) 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導は、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」で指定する避難所及び避難場所に迅速かつ的確に避難させる。

(5) 救助及び救急活動

ア 災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するため救助体制をとる。

イ 町民に対する救急救命講習会開催など、応急手当の知識と技術の普及啓発を推進し、救命効果の一層の向上を図る。

(6) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止を図る。

7 応援協力

消防力の効果的運用を図り、災害拡大を防止するため、次によるほか関係機関との連絡調整を図り、相互に応援協力して防災活動を行う。

- (1) 北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結）
- (2) 大規模災害消防応援実施計画（平成7年10月19日適用）
- (3) 緊急消防援助隊（平成7年10月30日施行）
- (4) 根室海上保安部及び羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合との船舶消火に関する業務協定（昭和58年9月22日締結）

8 教育訓練

消防職員、消防団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の充実強化とともに職員、団員の資質と能力の向上を図り、消防人としての人格の陶冶、学術、技能、気力の錬成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を推進できるよう、教育訓練を計画的に実施する。

9 その他

本節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、根室北部消防事務組合消防計画によることとする。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関が共同で、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため次に掲げる訓練を実施するものとする。また、訓練の実施終了後には、反省会等を開催し、今後の災害応急対策の万全を期するため訓練の実施評価を行うものとする。なお、総合防災訓練等実施の際には、住民と連携を図り、住民と一体となった訓練を実施するものとする。

(1) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施するものとする。

(2) 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を実施するものとする。

ア 水防訓練

消防機関の動員、一般住民の動員、水防工法、水防資材、機材の輸送、広報・通報伝達などを折り込んだ訓練を実施するものとする。

イ 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救急救助、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施するものとする。

ウ 避難救助訓練

水防訓練、消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施するものとする。

エ 災害通信連絡訓練

気象警報の伝達、災害発生状況の状況報告、被害報告などを主通信、副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施するものとする。

オ 非常招集訓練

災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施するものとする。

カ 総合防災訓練

防災各関係機関と住民等が連携を図り、総合的な防災訓練を実施するものとする。

キ その他災害に関する訓練

林野火災などの他災害に関する訓練を実施するものとする。（他の関係機関で実施する訓練について協力するものとする。）

3 複合防災に対応した訓練の実施

防災実施機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第4節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するための必要な措置事項は本計画に定めるところによる。

1 耐震化建築物の促進

(1) 一般建築物の耐震化

大震災が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するために、耐震化について広く町民への周知を図るとともに、既存の建築物の耐震診断及び耐震改修への技術的支援により耐震化の促進を図るものとする。

(2) 公共建築物の耐震化

大地震において、災害応急活動の中心となる病院や避難所となる学校などの公共建築物について、被害により使用不能となる可能性もあることから、これら施設の新設にあたっては、最新の耐震基準を採用するとともに、既存施設にあたっては耐震診断、耐震改修の実施を促進し防災機能の確保に努めるものとする。

2 がけ地に隣接する建築物

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、既存の危険住宅については、安全な場所への移転促進を図るものとする。

3 応急危険度判定制度

地震により被害を受けた建築物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす二次的災害が発生する恐れがある。

そのため、町は被災後すぐに応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物の調査を行い、その建築物が使用できるか否かを応急的に判定し表示することで、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対して二次的災害の防止に努めるものとする。

4 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は道と連携し「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

5 空家対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

また、町は平常時より、災害による被害が予測される空家等の確認に努めるものとする。

第5節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係機関は、職員及び町民に対して専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

本町が防災意識啓発を狙いとして防災知識の普及を図る場合、要配慮者、性的マイノリティー者及び外国人に対する合理的配慮とともに男女共同参画の視点を保持するものとする。

1 町の実施責任

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、別海町に被害を及ぼした大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育推進における留意すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- (5) 各地区において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

- (6) 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 職員等に対する防災教育

防災業務に従事する職員等に対し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 研修、研修会、講習会等の実施
- イ 防災活動手引等印刷物の配布

(2) 教育の内容

- ア 町防災計画の概要、特に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
- イ 町防災計画に基づく災害対策本部の各部・班の所掌事務及び対策任務分担
- ウ 災害の程度に応ずる非常配備体制
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ 要配慮者、性的マイノリティー者及び外国人に対する合理的配慮
- ク 避難生活における災害関連死を防ぐため、避難者に対する
 - (ア) 「T (トイレ =排泄)」
 - (イ) 「K (キッチン=食事)」
 - (ウ) 「B (ベッド =就寝)」
 - (エ) 「W (ウォーム=採暖)」
- 上記に示した迅速な対策・処置の重要性
- ケ その他必要な事項

4 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災知識の高揚を図るため、下記の防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及の方法

ア 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育において、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の各種研修会等の社会教育活動の機会を活用して、防災上必要な知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

イ 広報媒体等による普及

(ア) 町広報紙の活用

(イ) 新聞の活用

(ウ) 印刷物の活用

(エ) 映画、ビデオ及びスライドの活用

(オ) 広報車の巡回による普及

(カ) ラジオ、テレビ、有線放送施設及びインターネットの活用

(キ) テキスト、マニュアル及びパンフレットの配布

(ク) 研修、講習会及び講演会等の開催

(ケ) その他

ウ 防災訓練の参加普及

(2) 普及の内容

ア 「自助・共助・公助」の概要

イ 町防災計画及び同計画による各機関の防災体制

ウ 災害に関する一般知識

エ 過去の主な被害事例

オ 自主防災組織の概要

カ 町避難所運営マニュアルの概要

キ 要配慮者、性的マイノリティー者及び外国人に対する合理的配慮

ク 平素の心得

(ア) 住宅の点検

(イ) 救急救護

(ウ) 非常食料、非常持ち出し品の準備

(エ) 避難場所・避難方法の事前確認

(オ) 火災の防止

ケ 災害発生時の心得

(ア) 場所別、状況別の心得（地域の災害リスク）

- (イ) 避難の心得（とるべき避難行動）
- (ウ) 被災した場合の心得
- (エ) 家庭内、組織内の連絡体制
- (オ) 気象情報の種別と対策
- (カ) 避難生活における災害関連死を防ぐため、避難者に対する
 - a 「T（トイレ＝排泄）」
 - b 「K（キッチン＝食事）」
 - c 「B（ベッド＝就寝）」
 - d 「W（ウォーム＝採暖）」の家庭でできる処置
- (キ) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及の時期

普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第6節 避難行動要支援者等の配慮者に関する計画

災害発生時における災害時避難行動要支援者の安全確認、保護、又は避難誘導等の避難対策などについて定めるものとする。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、本町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 災害時避難行動要支援者の状況把握

(1) 基本的な考え方

本町は、総務部及び福祉部をはじめとする関係部課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(2) 要配慮者の状況把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成等の取扱い要領

本町は、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき登録台帳を作成し、町内会、民生委員児童委員、消防署（団）等の登録台帳保管者を定めて災害時避難行動の支援プラン（個別計画）を作成することとし、平時から要支援者の住居状況等の把握に努め、声かけ、見守り、相談等意思疎通を図るための活動を行い、災害時に速やかに情報伝達、安否確認、避難誘導、避難行動支援、その他の安全を確保するための活動が行えるようにする。

なお、避難支援を行なうにあたり、避難支援等関係者の安全確保の措置や登録台帳情報の提供を受けた者の守秘義務に留意する。その他、登録台帳や支援プランの取り扱いについては、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づくものとする。

ア 要配慮者の把握

要配慮者の把握について、関係部課における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理して把握しておくものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

本町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個人情報保護法※1、内閣府（防災担当）の「防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針」※2（以下「国の指針等」という。）及び「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」※3に基づき、特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。その際、庁舎が被災した場合を想定し、電子媒体と紙媒体の両方で保管することに努めるものとする。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

本町は、国の指針等及び「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき、名簿情報の提供について平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

エ 個別避難計画の作成

本町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

オ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画（以下「支援プラン」という。）の提供

本町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとに支援プランの実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

カ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

本町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援

等を実施する。

キ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市町村は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

ク 福祉避難所の指定

本町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

【注 釈】

※¹ 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

※² 防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針

防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針（府政防第 297 号・消防令第 47 号）

※³ 別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日別海町訓令第 12 号）同第 5 条（登録台帳及び支援プランの整備）及び同第 8 条（登録台帳保管者の遵守事項）

3 情報伝達

町は、災害時において、災害時避難行動要支援者に対する災害情報等の伝達方法は、次に掲げる事項のうち、いずれかの方法により行うものとする。

- (1) 広報車による伝達
- (2) ラジオ、テレビ放送等による伝達
- (3) 電話による伝達
- (4) 民生委員との連携により自主防災組織等の協力を得て行う伝達
- (5) 防災行政無線による伝達

4 避難対策

本町は、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」プラン（個別避難計画）に基づき、登録台帳保管者と連携を図り、隣人や自主防災組織等の協力を得て避難行動要支援者の避難誘導を行うものとする。なお、自力で避難できない場合などは、車両等を利用して行うものとする。

避難所等では、町や自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者や乳幼児、妊婦等の健康状態把握に努めるものとする。

また、町や自主防災組織は、避難所等での食料、毛布などの備蓄を促進するとともに、冬期間の避難路確保のため除雪が困難な避難者に対し除雪支援を行うものとする。

5 社会福祉施設等の対策

（1）防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であることから、当該施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、当該施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、病院等の医療機関、要配慮者が利用する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（2）防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、当該施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

（3）緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、本町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育及び同訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

6 外国人に係る対策策

本町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次に示す条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

- (1) 多言語による広報の実施
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板等の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練及び同教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の対応

第7節 危険物等保守計画

危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生を未然に防止するため、次により予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 町は消防機関と協力し危険物取扱いの事業所並びに販売店に対し立入検査を実施し、設備及び保安基準について指導する。
- (2) 各事業所並びに販売店の自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制確立について推進を図る。

第8節 融雪災害予防計画

融雪による河川等の出水災害については、水防計画に定めるほか本計画の定めによるものとする。

1 気象情報等の把握

町は、融雪期においては釧路地方気象台等関係機関と緊密な連絡をとり、町内における積雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に務めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及び地すべり、崖崩れ等が予想される地域、箇所を事前に把握し、被害の拡大を防ぐために次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町及び消防機関は、関係機関と連携を図り、住民等の協力を得て既往の被害箇所を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、関係機関と連携を図り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町は、関係機関と連携を図り、雪崩、積雪、除雪及び結氷の破砕等障害物の除去に務め、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪等

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に務めるとともに、雨水桝周辺の砕氷、除雪等を行い排水確保に務め道路の効率的な活用を図るものとする。

4 下水道の点検

融雪出水前に公共下水道（雨水管渠）の管渠内点検・清掃を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作点検を実施するものとする。

5 水防資機材の整備、点検

町及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、河川・道路情報共有化に関する連絡協議会や資機材調達先業者とも十分な打合せを行い、緊急時に対処するため資機材の効率的な活用を図るものとする。

6 水防思想の普及徹底

町及び河川管理者は、融雪出水に対し住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第9節 雪害対策計画

1 目 的

大雪、暴風雪及び雪崩（なだれ）等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、必要事項を定めるとともに、周辺市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図る。

2 防災関係機関の業務

異常降雪等により予想される暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、本計画の定めるところによる。

3 雪害対策における体制確立の際の留意事項

本町は、雪害対策を積極的に実施するため、所要の対策を講じるとともに、次の事項について留意するものとする。

- （１） 雪害対策の体制、同対策における任務分担及び各窓口の明確化
- （２） 雪害情報の連絡体制の確立
- （３） 災害警戒区域等の警戒態勢の確立
- （４） 積雪における消防体制の確立
- （５） 雪害発生時における住民避難、救出、給水、食料、燃料等の供給体制整備
- （６） 感染症感染予防等防疫に関する応急措置の体制整備
- （７） 要配慮者世帯の安否確認及び除雪支援の体制整備
- （８） 孤立予想地域対策
 - ア 食料、燃料等供給の住民の生命・安全に係る対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- （９） 除雪機械、通信施設の整備点検の実施

上記の事項に留意し、異常降雪等により予想される暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、本計画の定めるところによる。

4 実施機関

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、釧路建設管理部が行う。
- (3) 町道等路線の除雪は、町が行う。
- (4) 道路除雪作業基準

道路除雪に係る各機関の除雪作業基準は、次のとおりとする。

ア 国道路線（釧路開発建設部）

除 雪 目 標
昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。

イ 道道路線（釧路建設管理部）

種 別	日交通量のおよその標準（台／日） ※ ¹	除 雪 目 標
第1種	1,000 以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。異常降雪時において、極力2車線確保を図る。 （町防災計画資料編「道道路線別除雪等区分一覧表」に資料記載）
第2種	1,000～300	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。 （町防災計画資料編「道道路線別除雪等区分一覧表」に資料記載）
第3種	300 以下	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。 （本町に該当なし）

※¹ 上記で定める基準に達した場合のほか、気象状況及び道路状況等を総合判断して、必要が認められるときは作業を実施する。

ウ 町道等路線（別海町）

除 雪 目 標※ ²
・ 異常な降雪以外は、バス通行、通勤、通学に支障のないようにするとともに、全幅員確保を原則とする。 但し、降雪量が多いときは、1車線は確保するが、一時又は短期間交通不能となることもある。 ・ 通学通勤生活道路等の主要歩道を実施する。

※² 町における除雪出動目処は、原則10cmの降雪深を目処とし、風雪並びに吹き溜まりが著しいときは必要に応じ出動するものとする。

夜間は、原則として除雪は行わないものとする。ただし、緊急時には、状況に応じて出動するものとする。

5 積雪時における消防対策

消防職団員は、円滑なる消防活動ができ得るよう積雪に対しては十分配慮し、町内の消防水利の万全を期するものとする。

6 孤立予想地域に対する対策

積雪等により交通が途絶した地域において、食料等が不足した場合又は急患が発生した場合等には、関係機関に協力を要請し雪上車等により輸送又は患者の収容、医師等の派遣を行うものとする。

第10節 土砂災害予防計画

町区域において発生するおそれのある土砂災害に関する予防計画は、次に定めるところによる。

1 地すべり等予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 町長は、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に務めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、にぎり水）や住民自らによる防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。
- (3) 区域については、別に示すものとする。

2 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 町長は、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に務めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、にぎり水）や住民自らによる防災措置（自主避難等）などの周知・啓発等を図るものとする。
- (3) 区域については、別に示すものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報の収集及び伝達方法

ア 気象注意報等の把握

関係機関へ伝達を要する気象注意報等の種類は、次のとおりとする。

注意報 ～ 大雨注意報、洪水注意報、なだれ注意報

警 報 ～ 大雨警報、洪水警報

特別警報～ 大雨特別警報

イ 伝達方法

気象注意報等及び各種情報の伝達は、電話又は口頭等により行うものとするが、緊急を要する場合は、広報車及び同報無線等も併用し、実施するものとする。

(町防災計画資料編「伝達経路」「土砂災害対策機関連絡先一覧」に資料記載)

(2) 警戒体制

ア 町における警戒体制は、町防災計画本編第2章第4節「非常配備体制」の定めによるものとする。

イ 危険区域の巡視及び警戒

(ア) 降雨気象警報発表又は必要に応じて当該危険区域の巡視を行い、必要事項を報告させるものとする。

(イ) 次の事項を報告するものとする。

a 表層の状況

b 地表水の状況

c 湧水の状況

d 亀裂の状況

e 樹木等の状況

(3) 避難救助

町長は、土砂災害警戒情報が発表されるなど、当該地区に崩壊等の危険性があると認めたときは、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導、治安維持等の協力を得るものとする。

4 災害の防止対策

(1) 関係機関は、連携を密にし、土砂災害対策を計画的に実施するものとする。

(2) 町長は、崩壊等による災害防止のため必要があると認めたときは、速やかに適切な対策を講ずるものとする。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な活動については、本計画に定めるところによる。なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「本章 第8節 融雪災害予防計画」によるものとする。

また、必要な水防計画については、「第5章 災害応急対策実施計画 第2節 水防計画」によるものとする。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

なお、主な対象河川については、次のとおりとする。

- (1) 西別川 (北海道の指定する2級河川)
- (2) 春別川 (北海道の指定する2級河川)
- (3) 風蓮川 (北海道の指定する2級河川)
- (4) 然内川 (北海道の指定する2級河川)
- (5) 清丸別川 (北海道の指定する2級河川)

2 予防対策

- (1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム※¹（通称「Lアラート」という。）※¹、全国瞬時警報システム（通称「Jアラート」という。）※²、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

※¹ 北海道防災情報システム（通称「Lアラート」という。）

正式名称は、「北海道総合行政情報ネットワーク」（以下「北海道防災情報システム」という。）であり、平成23年5月から北海道が運用を開始している。

北海道防災情報システムは、気象・被害・避難・避難所の各種防災情報を道が一元管理による見える化した当該情報を発信・情報共有を図るシステムとして、北海道と市町村をネットワークで結び、気象情報を市町村へ伝達している他、ホームページやメールで道民や防災関係機関へ防災情報を発信している。

別図1 北海道防災情報システム（Lアラート）の概念図



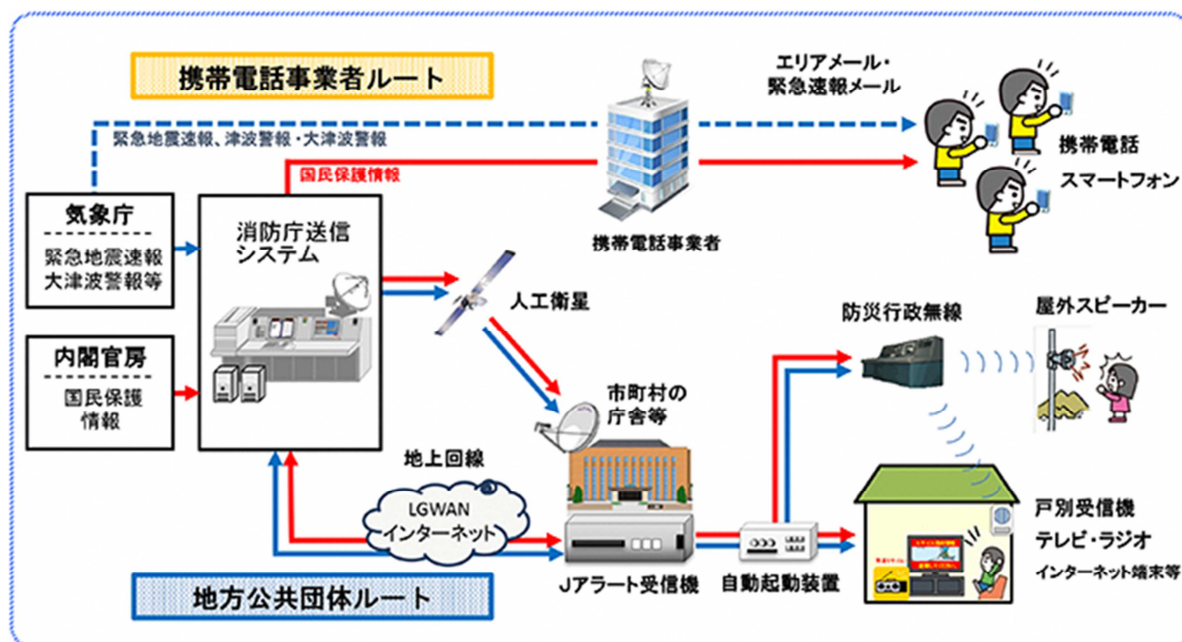
引用 北海道総務部危機対策局危機対策課 HP 「北海道防災情報システム」

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bousai-system.html>

※² 全国瞬時警報システム（通称「Jアラート」という。）

全国瞬時警報システムとは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。

別図2 全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達の流れ



引用 総務省消防庁 HP 「全国瞬時警報システム（Jアラート）の概要」

<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-18.html>

- (2) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、次の事項を定める。
- ア 当該浸水想定区域毎の洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - イ 本町内に所在する避難行動要支援者の利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）のうち、洪水時に迅速な避難を確保する必要がある施設の指定
 - (ア) 指定する施設の名称及び所在地の公表
 - (イ) 別表「浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」参照
- (3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある避難行動要支援者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (4) 町長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。
- (5) 別表に示す浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等の所有者または管理者（「施設管理者」という。）は、水防法第15条第1項第4号・同第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法（「土砂災害防止法」という。）第8条の2第1項・同第5号及び津波防災地域づくりに関する法律（「津波法」という。）第71条第1項に基づき、施設利用者及び職員等の避難確保のため、当該施設の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施し、その結果を町長へ報告しなければならない。

別表 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧

番号	区分	事業所名	住所	浸水想定区域		土砂災害 警戒区域
				西別川	春別川	
1	学校	別海中央中学校	別海緑町116番地4	○	—	—
2	学校	北海道別海高等学校	別海緑町70番地の1	○	—	—
3	学校	中春別小学校	中春別西町34番地	—	○	—
4	医療施設	町立別海病院	別海西本町103番地の9	○	—	—
5	保育園	別海保育園	別海緑町38番地の1	○	—	—
6	保育園	家庭的保育施設おひさま	別海常盤町264番地の2	○	—	—
7	保育園	認定こども園中春別保育園	中春別東町73番地	—	○	—
8	保育園	本別海へき地保育園	本別海2番地	○	—	—
9	幼稚園	別海愛光幼稚園	別海緑町108番地	○	—	—
10	幼稚園	別海くるみ幼稚園	別海旭町206番地	○	—	—
11	児童福祉施設	別海子育て応援スペースMILKIDS	別海緑町119番地の2	○	—	—
12	児童福祉施設	指定放課後等デイサービス「こども広場ひかり」	別海220番地の19	○	—	—
13	児童福祉施設	中央児童館	別海寿町1番地1	○	—	—
14	児童福祉施設	中春別アフタースクールキッズクラブ	中春別東町35番地	—	○	—
15	児童福祉施設	母子健康センター	別海西本町101番地の1	○	—	—
16	障がい者福祉施設	グループホームすずらん	別海鶴舞町6番地の45	○	—	—
17	障がい者福祉施設	グループホームひまわり	別海旭町416番地	○	—	—
18	障がい者福祉施設	グループホームこすもす	別海旭町422番地	○	—	—
19	障がい者福祉施設	NPO法人スワンの家	別海新栄町5番地	○	—	—
20	障がい者福祉施設	ふれあいの家	別海常盤町	○	—	—
21	高齢者施設	特別養護老人ホーム清翠園	別海西本町52番地	○	—	—
22	高齢者施設	デイサービスセンターひだまり	別海西本町52番地の2	○	—	—
23	高齢者施設	老人保健施設すこやか	別海西本町104番地	○	—	—
24	高齢者施設	グループホーム育成会まごころ	別海川上町20番地の11	○	—	—
25	高齢者施設	デイホーム笑楽	別海川上町57番地	○	—	—